

子どもを地域社会で守ろう



普及版

学校等及び通学路等における児童等の安全確保に関する指針

岩 手 県
岩手県教育委員会
岩手県公安委員会

はじめに

近年、全国的に子どもや高齢者が被害を受ける事件が多く発生しており、岩手県においても、子どもへの声かけ事案が急増していることなどから、犯罪のない社会を願う県民の意識は高くなっています。

このような状況から、岩手県では、平成19年4月に「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を施行し、行政、県民、事業者のそれぞれが対策を講じつつ互いに連携・協力して、犯罪が起こりにくい環境づくりを行う取り組みを進めています。

この条例に基づき、学校等の設置者等や児童等の保護者、地域住民が、児童等に対する犯罪を防止するために努力すべき具体的な方策を「学校等及び通学路等における児童等の安全確保に関する指針」としてとりまとめました。

この指針をわかりやすくまとめましたので、学校等や地域の実情に応じた取り組みの参考にしてください。

注) この指針において

- ・「学校等」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の学校や専修学校、保育所や児童家庭支援センターなどの児童福祉施設を指していますが、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を行う施設についても、「学校等」と同様にこの指針を適用するのが望ましいと思われます。
- ・「通学路等」とは、通学、通園等に利用されている道路及び子どもたちが日常的に利用する公園や広場等を指しています。
- ・「学校等の設置者等」とは、学校等を設置し、又は管理する者を指していますが、施設の管理者とは異なる運営主体がある場合は、その運営主体もこの中に含まれます。
- ・「不審者」とは、正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者を指しています。

1 学校等への不審者の侵入防止対策

学校等の設置者等は、不審者の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 登下校時以外は、学校等の敷地や建物への出入口を限定し、人の出入を管理しやすい状態にしておく。
- (2) 普段使用しない門扉を施錠する等、状況に応じた適切な管理を行う。
- (3) 学校等に用事のない人の立ち入りを禁止する旨の立札や看板等を設置する。
- (4) 来訪者用の入口や受付を明示し、可能であれば応接スペース等を確保することが望ましい。
- (5) 受付では、来訪者に対して、名簿への記入を促し、来訪者証等の着用を依頼することにより、不審者と識別できるようにする。

普段使用しない門扉の施錠



侵入を禁止する旨の看板

受付の明示と来訪者証の着用依頼



学校内や外周等の巡回

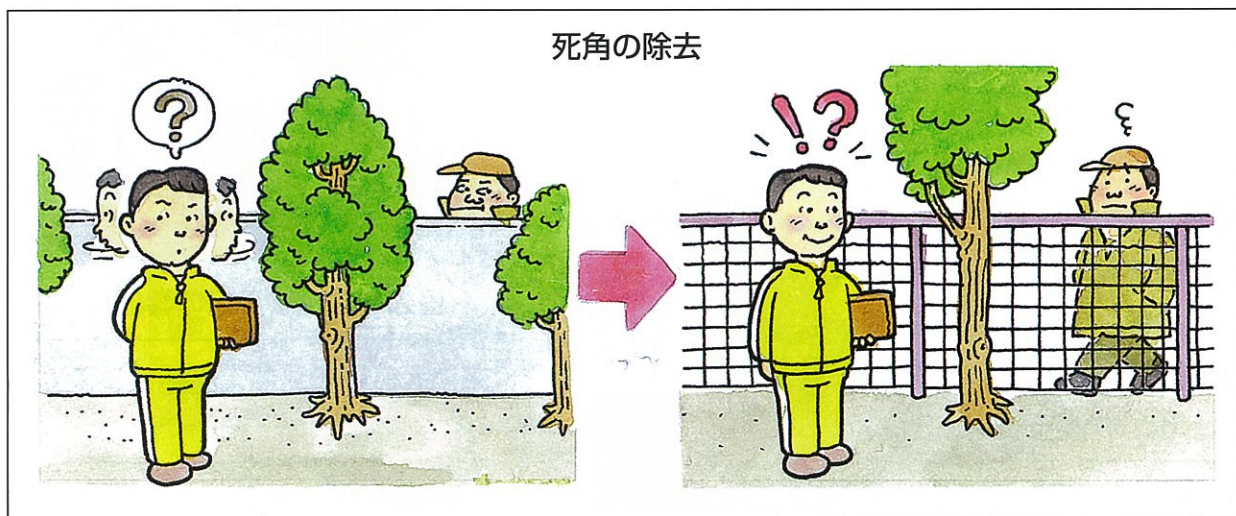


- (6) 来訪者に対しては、進んで挨拶や声掛けをして、身元や用件の確認を行うなど、外部からの人の出入に注意を払う。
- (7) 事務室、職員室等は、出入口や屋外運動場等を見渡すことができ、緊急時にも即応できる位置へ配置することが望ましい。
- (8) 教職員等による学校等の敷地内及び外周の巡回を行う。

2 学校等の施設・設備の点検整備

学校等の設置者等は、不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防ぐため、次のような施設・設備の点検整備等に努めるものとする。

- (1) 門扉、フェンス、外灯、窓、出入口、施錠設備等の点検整備を行う。
- (2) 死角の原因となる樹木等の障害物は、移動又は除去する。



- (3) 防犯ベル、防犯ブザー等の警報装置、警察等への非常通報装置、防犯カメラ、防犯センサー、テレビインターホン等の監視装置の点検整備を行い、その機能を十分に発揮できるよう、使用方法や運営体制の周知徹底を図る。
- (4) さすまた、盾、催涙スプレー等の防犯用具の点検整備を行う。
- (5) 複数の避難経路を確保するとともに、避難の妨げとなる障害物は、移動又は除去する。



3 通学路等における安全確保対策

通学路等における児童等の安全を確保するため、学校等の設置者等、児童等の保護者(PTA)、地域住民(町内会等の自治会)、警察署及び通学路等の管理者が協力して、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 安全な通学路を設定するとともに、定期的に点検をする。
- (2) 要注意箇所や避難場所等を把握し、児童等に周知徹底する。
- (3) 安全な登下校方策を策定し実施する。
- (4) 児童等の登下校を地域全体で見守る体制を整備する。
- (5) 登下校のルートや時間などに関する情報を警察署と共有する。



登下校を地域全体で見守る体制の整備



4 緊急時に備えた体制の整備等

学校等の設置者等は、学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて「危機管理マニュアル」を策定し、必要に応じて見直すものとする。

また、地域住民及び警察署等の関係機関と連携し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 教職員等による**安全確保体制を整備**し、緊急時に校内及び関係機関に対して必要な情報が伝達され、児童等や教職員等が適切に対応できるように**役割分担**を明確にしておく。
- (2) 教職員等の危機管理意識を高揚し、対応能力向上のための**研修や訓練を実施**する。
- (3) 日頃から**近隣の学校等や警察署、消防署等と連携**し、児童等の安全確保に関する**情報交換**を実施する。
- (4) 警察署や消防署の協力のもと、教職員、保護者、地域ボランティアなどを対象とした**安全教室、防犯訓練、救命救急訓練**を実施する。
- (5) 緊急時を想定した**保護者への連絡の方法や登下校の方法**を決めておく。
- (6) 学校等、警察署、県、市町村、その他関係機関相互間における**情報連絡網を整備**する。
- (7) 学校等の施設以外での教育活動における緊急時の**連絡通報体制を整備**する。
- (8) 臨床心理士・スクールカウンセラーなどの専門家や専門機関との連携による**心のケアの支援体制**を確立する。



5 児童等に対する安全教育の充実

学校等の設置者等は、児童等が犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、様々な危険を予測して安全に行動できる能力を育成するため、次のような取組みに努めるものとする。

- (1) 不審者の侵入時における対処方法を習得するための**避難訓練を実施**する。
- (2) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法を身につけさせるための**防犯教室や防犯訓練を実施**する。
- (3) 児童等の安全意識を育成するために、地域住民やボランティアの協力を得て、**地域安全マップの作成等**を実施する。
(注)「地域安全マップ」については、7頁を参照して下さい。
- (4) 「子ども110番の家」などの**緊急避難場所**を周知させ、**駆け込み訓練**を実施する。
- (5) **防犯ブザー**等を携帯させ、使用方法を周知する。
- (6) **安全教育が家庭でも行われるよう**、保護者に対し、**情報を提供**する。



〔例〕 家庭で行う安全教育

家庭においては、普段の生活の中で子どもに防犯意識を持たせることが重要です。

保護者の皆さんは、「子どもがでかけるときは、行き先などをきく」、「子どもが一人で行動しないようにする」ことや「イカのおすし」を教えるなどにより、子どもを犯罪から守るように努めましょう。



6 保護者、地域住民及び関係機関・団体相互の連携

保護者、地域住民及び関係機関・団体が連携し、児童等の安全確保につながる次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 登下校時のパトロールや校外安全指導、あいさつ運動等を実施する。



- (2) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合に、警察や学校等に通報する。
- (3) 安全対策に関する文書等の各家庭への配布や地域における掲示などによる情報の共有を図る。
- (4) 「子ども110番の家」など児童等の安全を確保できる場所を整備・拡大する。
- (5) 防犯ボランティア団体等と児童等の交流の機会を設ける。

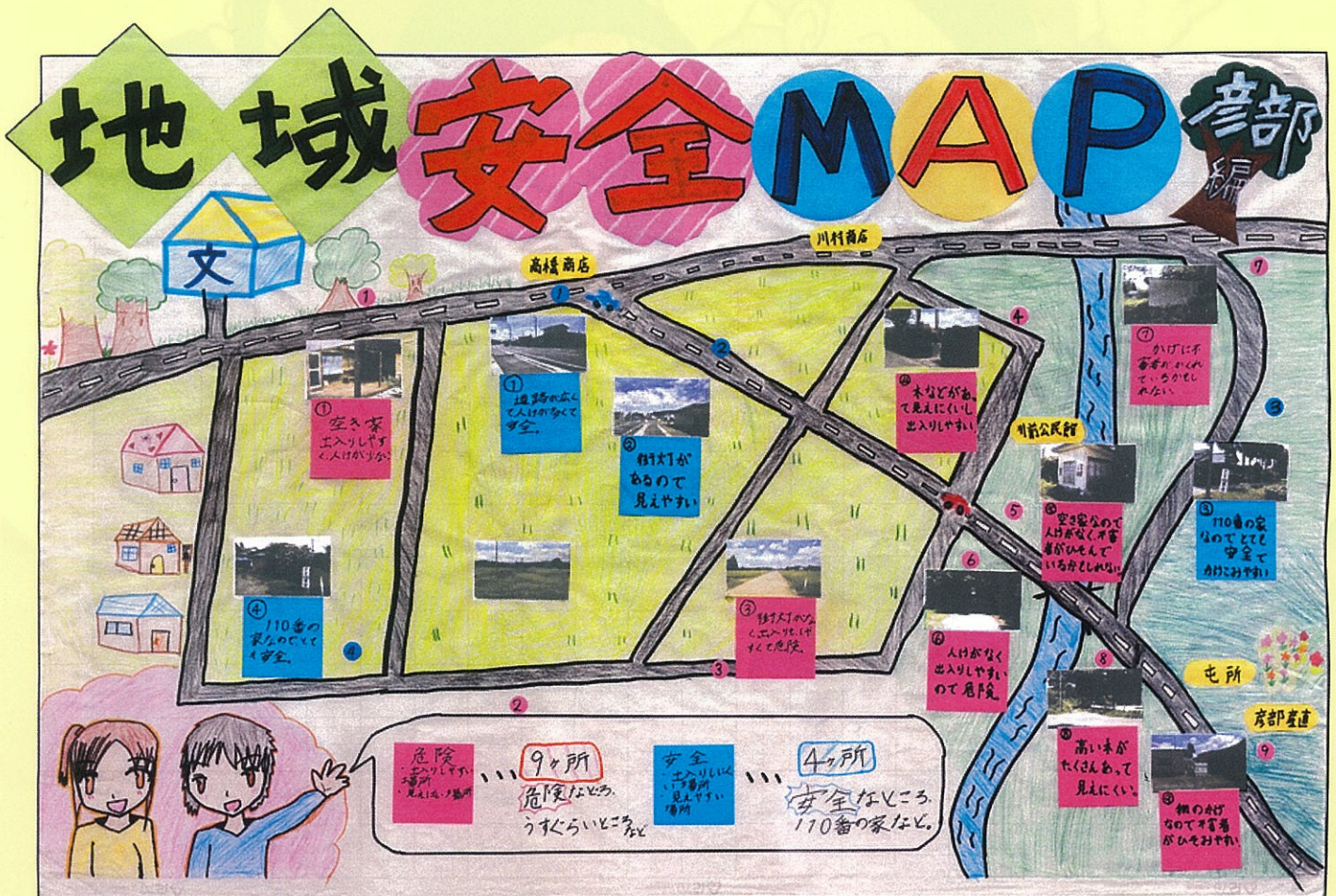


地域安全マップ

地域安全マップとは、犯罪が起こりやすい場所（「入りやすい場所」、「見えにくい場所」）を書いた地図です。

子どもたち自身が地域住民の協力を得て、地域安全マップづくりを行うことにより、次のような効果が期待できます。

- 1 子どもたちは、犯罪が起こりやすい場所を理解し、安全に行動できるようになります。
- 2 子どもたちは、地域には自分たちを守ってくれる大人が大勢いることに気づくとともに、地域への関心が高まります。
- 3 地域住民は、地域安全マップづくりに協力することで、子どもを守るなどの防犯意識が向上します。



注： 地域安全マップづくりは、子どもたち自らが調査し作成することで、犯罪の起こりやすい危険な場所に気づく力を養うことを目的としているものであり、変な人やあやしい人がいた場所や、過去に犯罪が起きた場所を書き込んだ地図を作成することは、子どもの安全教育という観点からは、効果が小さいといわれています。

なくそう**犯罪** ふやそう**笑顔**

みんな大好き**岩手県**



セーフティいわて **あんあん**

平成 20 年 3 月 発行

編集・発行

岩手県環境生活部環境生活企画室 県民生活安全担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
TEL 019-629-5330~1 FAX 019-629-5334

安全安心まちづくりホームページ

岩手県公式ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) →くらし→安全→治安・防犯